

平成 30 年度 第 2 回酒田市地域公共交通会議

日時：平成 30 年 7 月 3 日（火）13：30

場所：酒田市役所 4 階 庁議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 委員紹介及び事務局紹介

4 報告事項

- (1) 平成 29 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画推進事業））実績報告について
- (2) 平田ワンコインバスのダイヤ改正について
- (3) 第 2 回バス交通ファンクラブの実施について
- (4) 平成 29 年度事業報告

5 協議事項

- [議案第 1 号] 平成 29 年度酒田市地域公共交通会議会計決算（案）
- [議案第 2 号] ひらたタウンセンターバス停の廃止について（案）

6 そ の 他

7 閉 会

報告事項

(1) 平成 29 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業(計画推進事業)) 実績報告について

- ア 事業実施主体 酒田市地域公共交通会議
- イ 国への実績報告 平成 30 年 4 月 3 日
- ウ 国からの確定通知 平成 30 年 4 月 12 日
- エ 補助対象経費 787,205 円
- オ 確定補助金額(エ×1/2) 393,602 円

(2) 平田ワンコインバスのダイヤ改正について

平成 30 年 7 月 1 日ダイヤを改正し、るんるんバス古湊砂越駅線との接続を改善しました。

(変更前)				(変更後)											
●小林 発	1 便	2 便	3 便	●砂越駅前 発	1 便	2 便	3 便	●小林 発	1 便	2 便	3 便	●砂越駅前 発	1 便	2 便	3 便
小林	8:15	10:45	16:00	砂越駅前	9:50	15:00	18:00	小林	8:15	10:45	16:05	砂越駅前	9:50	15:15	18:00
小林温泉	8:16	10:46	16:01	大町溝前	9:51	15:01	18:01	小林温泉	8:16	10:46	16:06	大町溝前	9:51	15:16	18:01
山元	8:18	10:48	16:03	新田町	9:52	15:02	18:02	山元	8:18	10:48	16:08	新田町	9:52	15:17	18:02
中峯口	8:19	10:49	16:04	南平田小学校	9:53	15:03	18:03	中峯口	8:19	10:49	16:09	南平田小学校	9:53	15:18	18:03
滝沢	8:20	10:50	16:05	平田総合支所前	9:54	15:04	18:04	滝沢	8:20	10:50	16:10	平田総合支所前	9:54	15:19	18:04
上田沢新田	8:21	10:51	16:06	ひらたツグセンター	9:55	15:05	18:05	上田沢新田	8:21	10:51	16:11	ひらたツグセンター	9:55	15:20	18:05
田沢新田	8:22	10:52	16:07	東部中学校前	9:57	15:07	18:07	田沢新田	8:22	10:52	16:12	東部中学校前	9:57	15:22	18:07
小女房	8:23	10:53	16:08	榑橋保育園前	9:58	15:08	18:08	小女房	8:23	10:53	16:13	榑橋保育園前	9:58	15:23	18:08
榑山	8:26	10:56	16:11	榑橋	9:59	15:09	18:09	榑山	8:26	10:56	16:16	榑橋	9:59	15:24	18:09
榑山口	8:28	10:58	16:13	寿康園前	10:00	15:10	18:10	榑山口	8:28	10:58	16:18	寿康園前	10:00	15:25	18:10
小平	8:29	10:59	16:14	新山	10:01	15:11	18:11	小平	8:29	10:59	16:19	新山	10:01	15:26	18:11
田沢荒町	8:30	11:00	16:15	中北目	10:02	15:12	18:12	田沢荒町	8:30	11:00	16:20	中北目	10:02	15:27	18:12
元田沢	8:31	11:01	16:16	小見	10:03	15:13	18:13	元田沢	8:31	11:01	16:21	小見	10:03	15:28	18:13
田沢局前	8:32	11:02	16:17	下餅山	10:04	15:14	18:14	田沢局前	8:32	11:02	16:22	下餅山	10:04	15:29	18:14
田沢	8:33	11:03	16:18	下茗ヶ沢	10:05	15:15	18:15	田沢	8:33	11:03	16:23	下茗ヶ沢	10:05	15:30	18:15
上北目	8:34	11:04	16:19	上茗ヶ沢	10:07	15:17	18:17	上北目	8:34	11:04	16:24	上茗ヶ沢	10:07	15:32	18:17
上餅山	8:35	11:05	16:20	上餅山	10:09	15:19	18:19	上餅山	8:35	11:05	16:25	上餅山	10:09	15:34	18:19
上茗ヶ沢	8:37	11:07	16:22	上北目	10:10	15:20	18:20	上茗ヶ沢	8:37	11:07	16:27	上北目	10:10	15:35	18:20
下茗ヶ沢	8:39	11:09	16:24	田沢	10:11	15:21	18:21	下茗ヶ沢	8:39	11:09	16:29	田沢	10:11	15:36	18:21
下餅山	8:40	11:10	16:25	田沢局前	10:12	15:22	18:22	下餅山	8:40	11:10	16:30	田沢局前	10:12	15:37	18:22
小見	8:41	11:11	16:26	元田沢	10:13	15:23	18:23	小見	8:41	11:11	16:31	元田沢	10:13	15:38	18:23
中北目	8:42	11:12	16:27	田沢荒町	10:14	15:24	18:24	中北目	8:42	11:12	16:32	田沢荒町	10:14	15:39	18:24
新山	8:43	11:13	16:28	小平	10:15	15:25	18:25	新山	8:43	11:13	16:33	小平	10:15	15:40	18:25
寿康園前	8:44	11:14	16:29	榑山口	10:16	15:26	18:26	寿康園前	8:44	11:14	16:34	榑山口	10:16	15:41	18:26
榑橋	8:45	11:15	16:30	榑山	10:19	15:29	18:29	榑橋	8:45	11:15	16:35	榑山	10:19	15:44	18:29
榑橋保育園前	8:46	11:16	16:31	小女房	10:21	15:31	18:31	榑橋保育園前	8:46	11:16	16:36	小女房	10:21	15:46	18:31
東部中学校前	8:47	11:17	16:32	田沢新田	10:22	15:32	18:32	東部中学校前	8:47	11:17	16:37	田沢新田	10:22	15:47	18:32
平田総合支所前	8:49	11:19	16:34	上田沢新田	10:23	15:33	18:33	平田総合支所前	8:49	11:19	16:39	上田沢新田	10:23	15:48	18:33
ひらたツグセンター	8:50	11:20	16:35	滝沢	10:24	15:34	18:34	ひらたツグセンター	8:50	11:20	16:40	滝沢	10:24	15:49	18:34
南平田小学校	8:51	11:21	16:36	中峯口	10:25	15:35	18:35	南平田小学校	8:51	11:21	16:41	中峯口	10:25	15:50	18:35
新田町	8:52	11:22	16:37	山元	10:26	15:36	18:36	新田町	8:52	11:22	16:42	山元	10:26	15:51	18:36
大町溝前	8:53	11:23	16:38	小林温泉	10:29	15:39	18:39	大町溝前	8:53	11:23	16:43	小林温泉	10:29	15:54	18:39
砂越駅前	8:55	11:25	16:40	小林	10:30	15:40	18:40	砂越駅前	8:55	11:25	16:45	小林	10:30	15:55	18:40

(3) 第 2 回バス交通ファンクラブの実施について

- ア 日 時 平成 30 年 6 月 24 日(日) 14:00~16:30
- イ 場 所 酒田勤労者福祉センター
- ウ 参加人数 36 人
- エ 内 容 ① バス交通の「あんべいの～」
② 「再編路線にバス交通ファンクラブの声を届ける」

(4) 平成 29 年度事業報告

月 日	内 容
10 月 11 日	本市公共交通に関する住民説明会 松 原学区 (松原コミュニティ防災センター) 21 人
12 日	浜 田学区 (浜田学区コミュニティ防災センター) 10 人
12 日	富士見学区 (富士見学区コミュニティ防災センター) 10 人
18 日	松 陵学区 (松陵学区コミュニティ防災センター) 13 人
23 日	琢 成学区 (琢成学区コミュニティ防災センター) 5 人
24 日	若 浜学区 (若浜コミュニティ防災センター) 5 人
25 日	港 南学区 (港南コミュニティ防災センター) 7 人
31 日	亀ヶ崎学区 (港南コミュニティ防災センター) 4 人
11 月 4 日	泉 学区 (泉学区コミュニティ防災センター) 15 人
27 日	十 坂学区 (十坂コミュニティセンター) 12 人
30 日	宮野浦学区 (富士見学区コミュニティ防災センター) 18 人 計 120 人
12 月 17 日	第 1 回バス交通ファンクラブ会合 参加者数 70 人
2 月 18 日	地域公共交通フォーラム 参加者数 30 人
2 月 22 日	(一社) 山形県ハイヤー協会酒田支部との意見交換会
3 月 21 日	庄内交通(株)酒田営業所運転手との意見交換会
2 月～3 月	時刻表の作成 (10,000 部)
	バスマップの作成 (10,000 部)
	バス停改修 (130 基)
	ベンチ設置
	椅子設置
	バス車内音声案内多言語化
通年	競争型課題解決演習 (東北公益文科大学)



協議事項

[議案第 1 号]

○平成 29 年度酒田市地域公共交通会議会計決算

[歳入]

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	差異	備考
1. 補助金	1. 補助金	1. 国庫補助金	783,360	393,602	389,758	地域公共交通 確保維持改善事業費補助金
1. 補助金	2. 支出金	1. 市支出金	1,566,720	1,566,720	0	酒田市地域公共交通会議負担金
2. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金	2	2	0	預金利子
3. 諸収入	1. 諸収入	1. 雑入	0	0	0	
合 計			2,350,082	1,960,324	389,758	

[歳出]

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	差異	備考
1. 事業費	1. 事業費	1. 事業費	1,566,720	861,813	704,907	1. 地域公共交通フォー ラム開催経費 221,373 2. バス交通ファンクラ ブ募集チラシ(5,000部) 70,200 3. 折り畳みバスマップ (10,000部) 570,240
2. 負担金	2. 負担金	1. 市負担金	783,360	1,098,511	▲ 315,151	市支出金不用額市返戻 金
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	2	0	2	
合 計			2,350,082	1,960,324	389,758	

平成 29 年度

[歳入]

1,960,324

[歳出]

— 1,960,324

=

[次年度繰越]

0

○監査報告

監 査 報 告

- 1 監査した帳簿等
- (1) 収支決算書
 - (2) 出納簿
 - (3) 収入調書
 - (4) 支出調書
 - (5) 預金通帳

2 監査所見

- (1) 諸帳簿はよく整理されており、記載は正確である。
- (2) 出納簿の記載と正当証書は完全に符合する。
- (3) 納入された国庫補助金の入金及び事業者への支払いは正確に行われている。

平成30年6月26日

監 事

武田 正三 

監 事

佐藤 健治 

[議案第 2 号] ひらたタウンセンターバス停の廃止について

平田タウンセンター及び平田総合支所敷地内を走行するバスが危険なため、バス停を廃止し、走行しないようにするものです。



資料 2

酒田市地域公共交通会議委員名簿

(任期：平成30年4月1日～平成32年3月31日)

役職	所属・職名	氏名	要綱規定	
会長	酒田市副市長	矢口 明子	1号	市長が指名する者
副会長	庄内交通株式会社代表取締役社長	村 紀明	2号	一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者
	庄内交通株式会社専務取締役	本山 経一	3号	一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者が指名する者
	一般社団法人山形県バス協会会長	伊藤 一郎	4号	山形県バス協会が指名する者
	一般社団法人山形県バス協会支部長	山崎 正人	5号	山形県ハイヤー協会が指名する者
	酒田市自治会連合会会長	阿部 建治	6号	市民又は利用者の代表
	酒田市地区自治会連合会会長	佐藤 丈夫		
	八幡地域コミュニティ振興会連絡協議会会長	兵藤 清彦		
	松山地域コミュニティ振興会連絡協議会会長	齋藤 吉男		
	平田地域コミュニティ振興会連絡協議会会長	伊藤 市太		
監事	酒田市老人クラブ連合会会長	武田 正三		
監事	特定非営利活動法人酒田市障がい者福祉会理事長	佐藤 健治		
	国土交通省東北運輸局山形運輸支局首席運輸企画専門官	大久保 光康	7号	国土交通省東北運輸局山形運輸支局
	私鉄庄内交通労働組合副委員長	本間 一芳	8号	私鉄庄内交通労働組合
	酒田警察署署長	増川 高広	9号	酒田警察署
	国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所道路管理課長	田村 正樹		道路管理者
	山形県庄内総合支庁建設部道路計画課長	澤井 敏昭		道路管理者
	酒田市建設部長	村上 清明		道路管理者
	山形県庄内総合支庁総務企画部総務課連携支援室室長	中村 秀毅		山形県バス対策協議会庄内地区協議会
副会長	東北公益文科大学学部長	神田 直弥		学識経験者
	酒田市企画部長	阿部 勉		高速交通政策・中心市街地活性化担当

平成30年度第2回酒田市地域公共交通会議出席者名簿

[出席者]

(敬称略)

役職	所属・職名	氏名	備考
会長	酒田市副市長	矢口 明子	
副会長	庄内交通株式会社代表取締役社長	村 紀明	
	庄内交通株式会社専務取締役	本山 経一	
	一般社団法人山形県ハイヤー協会酒田支部支部長 (酒田合同自動車株式会社代表取締役)	山崎 正人	
	酒田市自治会連合会会長	阿部 建治	
	酒田市地区自治会連合会会長	佐藤 丈夫	
	八幡地域コミュニティ振興会連絡協議会会長	兵藤 清彦	
監事	特定非営利活動法人酒田市障がい者福祉会理事長	佐藤 健治	
	国土交通省東北運輸局山形運輸支局 首席運輸企画専門官	大久保 光康	
	私鉄庄内交通労働組合酒田支部事務局長	後藤 正志	代理出席
	酒田警察署交通課長	小野 泰史	代理出席
	山形県庄内総合支庁建設部道路計画課課長補佐	本間 直樹	代理出席
	酒田市建設部長	村上 清明	
	山形県庄内総合支庁総務企画部 総務課連携支援室室長補佐	高橋 昌之	代理出席
副会長	東北公益文科大学学部長	神田 直弥	
	酒田市企画部長	阿部 勉	

[欠席者]

役職	所属・役職名	氏名	備考
	一般社団法人山形県バス協会会長	伊藤 一郎	
	松山地域コミュニティ振興会連絡協議会会長	齋藤 吉男	
	平地域コミュニティ振興会連絡協議会会長	伊藤 市太	
監事	酒田市老人クラブ連合会会長	武田 正三	
	国土交通省東北地方整備局 酒田河川国道事務所道路管理課長	田村 正樹	

[事務局]

酒田市	地域創生部長	永田 斉
	商工港湾課港湾交通主幹	千葉 清司
	商工港湾課生活交通主査	小野 慎太郎
	商工港湾課生活交通係長	成澤 直樹
	商工港湾課生活交通係主任	佐藤 瞳

平成 30 年度第 2 回酒田市地域公共交通会議 座席図

日時：平成 30 年 7 月 3 日（火）13:30

場所：酒田市役所 4 階 庁議室

（敬称略）

一般社団法人山形 県ハイヤー協会酒 田支部支部長 山崎 正人	庄内交通株式会社 専務取締役 本山 経一	[副会長] 庄内交通株式会 社代表取締役社 長 村 紀明	[会長] 酒田市副市長 矢口 明子	[副会長] 東北公益文科大 学学部長 神田 直弥	国土交通省東北 運輸局山形運輸 支局首席運輸企 画専門官 大久保 光康	庄内総合支庁建 設部道路計画課 長 澤井 敏昭 【代理】課長補佐 本間 直樹	庄内総合支庁総 務企画部総務課 連携支援室室長 中村 秀毅 【代理】室長補佐 高橋 昌之
私鉄庄内交通労 働組合副委員長 本間 一芳 【代理】酒田支部 事務局長 後藤 正志	特定非営利活動 法人酒田市障が い者福祉会理事 長 佐藤 健治	八幡地域コミュ ニティ振興会連 絡協議会会長 兵藤 清彦	酒田市自治会連 合会会長 阿部 建治	酒田市地区自治 会連合会会長 佐藤 丈夫	酒田警察署長 増川 高広 【代理】交通課長 小野 泰史	酒田市建設部長 村上 清明	酒田市企画部長 阿部 勉

事 務 局		
港湾交通主幹 千葉 清司	地域創生部長 永田 斉	生活交通主査 小野 慎太郎
生活交通係長 成澤 直樹		生活交通係主任 佐藤 瞳

○酒田市地域公共交通会議設置要綱

(平成 26 年 3 月 25 日告示第 97 号)

(目的)

第 1 条 この告示は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法第 59 号。以下「法」という。）の規定に基づき、酒田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置し、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の確保維持及び連携に必要な計画を策定し、計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(事務所)

第 2 条 交通会議は、事務所を山形県酒田市本町二丁目 2 番 45 号に置く。

(協議事項)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通網形成計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 地域公共交通再編実施計画の策定及び変更に関する事項
- (5) 各計画の実施に係る連絡調整
- (6) 各計画に位置付けられた事業等の実施に関する事項
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員等)

第 4 条 交通会議は、次に掲げる者のうちから、市長が選任した者（以下「構成員」という。）により構成する。

- (1) 市長が指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者が指名する者
- (4) 山形県バス協会が指名する者
- (5) 山形県ハイヤー協会が指名する者
- (6) 市民又は利用者の代表
- (7) 山形運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業所の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (9) 道路管理者、山形県警察、山形県庄内総合支庁、学識経験者その他必要と認める者

資料5

2 構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(役員の数及び選任)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 監事2名

2 会長は、前条第1項第1号に規定する者をもって充てる。

3 副会長及び監事は、構成員の内から会長が指名する。

4 会長、副会長及び監事は、相互にその職を兼ねることはできない。

(役員職務)

第6条 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、交通会議の業務の執行及び会計を監査する。

(会議の運営)

第7条 交通会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 交通会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

3 交通会議の議長は、会長が行う。

4 構成員は、委任により代理者を出席させることができる。

5 交通会議の議決の方法は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

6 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議案件については、非公開で行うものとする。

7 会長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

8 交通会議の事務局は、地域創生部商工港湾課に置く。

9 事務局の所掌事務等の必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に関して必要な事項を協議、調整するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

資料 5

(会計)

第 10 条 交通会議で行う事業等に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

2 交通会議の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

(財務に関する事項)

第 11 条 交通会議の予算編成、現金の出納、その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(交通会議が解散した場合の措置)

第 12 条 交通会議が解散した場合における交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、事務局において決算する。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行後、最初に行われる交通会議の会議は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日告示第 102 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 8 月 21 日告示第 737 号)

この告示は、平成 29 年 8 月 21 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 22 日告示第 130 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

地域公共交通再編計画のスケジュール（案）

項目		2018												2019												2020		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	
中心市街地（バス）																			☆									
	バス路線の策定		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	バス時刻表の策定																											
	バス停留所設置																											
	バス時刻表作成																											
郊外部等（デマンドタクシー）																				☆								
	デマンドタクシー路線の策定		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	デマンドタクシー業者の決定																											
	配車予約システムの検討		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
関係機関協議																												
庁内	二役																											
	交通政策検討会議（全体会）	25			18																							
	交通政策検討会議（部会）		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	総合支所		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
庁外	地域公共交通会議																											
	バスファンクラブ																											
	庄内交通		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	ハイヤー事業者		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	市議会																											
行政機関	東北運輸局																											